







医師法第20条ただし書の適切な運用について(通知)
(平成24年8月 厚生労働省医政局医事課長)

1. 医師法第20条ただし書は、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。

このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、**死亡後あらためて診察を行い**、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合には、**死亡診断書を交付する**ことができる。

2. 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、**死体の検案を行う**ことになる。

この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならない。

13

1. 意識状態の評価 (意識レベル) JCS : Japan Coma Scale

I. 刺激しなくても覚醒している状態 《1桁》

- 1: 大体意識清明だが、いま一つはっきりしない
- 2: 時・場所・人がわからない(見当識障害がある)
- 3: 自分の名前・生年月日が言えない

II. 刺激に応じて一時的に覚醒する状態 《2桁》

- 10: 普通の呼びかけで容易に開眼する
- 20: 大きな声で呼びかけるまたは体を揺さ振ることなどにより開眼する
- 30: 痛み刺激を加えつつ、呼びかけを繰り返すことできらうじて開眼する

III. 刺激しても覚醒しない状態 《3桁》

- 100: 痛みに対して払いのけるような動作をする
- 200: 痛み刺激で手足を動かしたり、顔をしかめたりする
- 300: 痛み刺激に対して全く反応しない

※ R: 不穏 I: 粪便失禁 A: 自発性喪失などの付加情報をつけて表す

15

実際に死体検案が必要な場合

- (1) 病死あるいは自然死か否かが不明な場合
- (2) 指定された感染症、**中毒死**などの場合
- (3) **溺死**・**事故死**・災害死・**自殺**などの非犯罪死の場合
- (4) 殺人・**過失致死**などの犯罪死、あるいはその危険性がある場合

14

意識状態の評価 (意識レベル)

JCS : Japan Coma Scale

1桁

I. 刺激しなくても覚醒している状態

2桁

II. 刺激に応じて一時的に覚醒する状態

3桁

III. 刺激しても覚醒しない状態

16

バイタルサインの評価

- (1) 数値に惑わされずに患者さんを見る。
- (2) 計測条件を考慮する。
- (3) 傷病・経過による個々の差異を念頭に置く。
- (4) 介護度・重症度・緊急度は異なる。

17



高齢者の観察と判断

何らかの疾病を患い、かつ病歴が長いことがまれではない高齢者では、

いつもとの違い

に気付くことが重要である。

18